

令和7年度第2回 一関市行財政改革推進審議会

日 時 令和7年10月27日（月）
午後1時30分から3時30分まで
場 所 一関市役所 特別会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 諮 問

4 協 議

- (1) 第5次一関市行政改革大綱・集中改革プランの策定（案）について
【資料A、B】
- (2) 指定管理者制度導入に係る委員会方針の決定について
【資料C】

5 その他

次回の開催日 12月11日（木） 午後1時30分から3時まで

6 閉 会

事務局

役 職	氏 名
総務部長	菅 原 哲 紀
総務部次長兼財政課長	吉 田 健
財政課長補佐兼財政企画係長	千 葉 健 一
財政課主任主事	千 葉 諒 太
財政課主事	阿 部 佑 哉

○一関市行財政改革推進審議会条例

平成 18 年 3 月 24 日
条例第 13 号

(設置)

第 1 条 市の行財政改革の推進を図るため、一関市行財政改革推進審議会
(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事
項について調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の役員及び職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における
補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた
ときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができな
い。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長
の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項
は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 次集中改革プランの登載項目について

1 検討状況

第 4 次集中改革プランの登載項目（53項目）の今後の方向性について、令和 7 年度末進捗状況見込を基に各部において検討したものを取りまとめた。併せて、第 5 次集中改革プランに新規登載する項目の有無についても、各部において検討し取りまとめた。

2 報告

(1) 第 4 次集中改革プランの進捗状況

状況区分	項目数	うち、次期プランにも掲載するもの (継続)
計画どおり	26	21
計画より遅れている	6	5
計画完了	16	0
検討終了	5	0
合計	53	26

※状況区分の定義

状況区分	内容
計画どおり	計画のとおりに進んでいるもの。
計画より遅れている	改革内容の取組が遅れており、令和 7 年度末までに取組を終える見込みがないもの。
計画完了	令和 7 年度末までに内容のとおり取組を終える見込みのもの。
検討終了	取組を実施しないものとして所管部において方針決定したもの。

(2) 第 5 次集中改革プランへ新規登載項目

6 項目

※ 第 4 次集中改革プランの新規項目数は 14 項目

(3) 第 5 次集中改革プランの基本方針ごとの項目数 ((2)含む) 32項目

基本方針	項目数
① 事務事業の見直し、DX の推進	13
② 財政運営の健全化	11
③ 公共施設のマネジメントの推進	5
④ 人材育成と組織の最適化	3

0 次期プランへ引き継がない項目

第4次集中改革プラン実施状況調査票

改革概要							令和7年度末進捗状況見込		次期プランへの引継の有無	引き継がない理由	完了見込年度	④担当課等		
区分	番号	整理番号	改革実施項目	内容	目標	実施時期	見込	理由				所管部	所管課	R6年度までに完了したもの
(1) 協働によるまちづくりの推進														
(1)①	1	(1)①1	地域協働体への支援	地域協働体の活動強化に向け支援し、共に課題解決にあたる。 また、地域協働体の未設立の地区について、地域協働体の組織づくりを支援する。	第2次地域協働推進計画に基づき、各地域の課題解決のため、市と地域協働体が連携して取り組むとともに、全地域で地域協働体が設立されるよう支援する。	毎年度	計画どおり	未設置となっている1地区については、令和7年10月に行政区毎に住民懇談会を開催し、その後、設立準備会の設置、そして令和8年3月に設立総会を開催する予定で地域と話し合いを進めており、今年度中に全地域に地域協働体が設立する見込み。	×	地域協働体の全地域での設立が令和7年度中に完了する見込みであること。 また、地域協働体の活動強化に向けた支援は、改革的取り組みから通常の行政運営として行う段階にあると判断するため。		まちづくり推進部	まちづくり推進課 各支所地域振興課	
(1)①	2	(1)①2	自主防災組織等の育成	自主防災組織の未設立の地域について、自主防災組織の組織づくりを支援する。 また、地域での各種訓練など自主防災組織の活動を支援するとともに、その活動をサポートする指導員の育成を図る。	令和7年度までに、市防災指導員（A I D）を、市内の自主防災組織（323組織）の約半数である、160人（※）を養成する。 （※H27～R7延べ人数）	毎年度	計画完了	令和6年度末時点で既に認定者数が197人であり、目標値を超えているため。				消防本部	防災課	
(1)①	3	(1)①3	救命講習等の開催	早期の応急手当による救命率の向上のため、応急手当に関する啓発活動に取り組むとともに、普通救命講習やA E Dを活用した救命技術や知識の普及を図る。	令和7年度までに、次の講習（いずれもA E Dの使用方法を含む）において、市の人口の約8割にあたる83,000人（※）の受講を目指す。 ① 普通救命講習 ② 上級救命講習 ③ 救命入門コース （※H17～R7延べ人数）	毎年度	計画どおり	令和7年8月1日現在78,450人が受講している。今後も救急の街頭広報や救命講習を通じ普及啓発を図る。	×	本取組は、改革的取組から通常の行政運営として行う段階にあると判断したため。		消防本部	消防課	
(2) 職員と組織の最適化														
(2)①	2	(2)①2	業務改善の推進	各部署、各職員の業務改善の取組を推進し、その取組を共有することにより、積極的に変革を行う組織風土の醸成と、生産性の高い組織の形成を図る。	毎年度、各所属での取組を募集し、職員へ周知・共有する（「これE！プロジェクト」）。	毎年度	検討終了	「これE！プロジェクト」や「みんなで変えよう！プロジェクト」を実施してきたが、今後は、個別の改革実施項目により業務改善の取組を行っていくことと整理し、検討終了とする。				総務部	職員課 財政課	
(2)①	5	(2)①5	給与の見直し	社会経済情勢や近隣自治体における給与水準などの動向に注視しながら、必要に応じて見直しを行う。	人事院勧告及び県人事委員会勧告を尊重しながら、適正な給与水準となるよう、必要に応じて見直しを図る。	毎年度	計画どおり	人事院勧告及び県人事委員会勧告を踏まえ、岩手県に準じて給料表及び勤労手当等の改定を実施した。	×	行革の項目の有無によらず、勧告を踏まえて改定を実施しているものであるため。		総務部	職員課	
(2)①	6	(2)①6	時間外勤務の縮減	事務事業や公共施設の見直し、I C Tを積極的に活用した内部事務の合理化などにより、時間外勤務を縮減する。	① 各課は、I C T導入事業の検討を行う。 ② 職員課は、時間外勤務等縮減マニュアルを周知する。	毎年度	計画どおり	毎月、時間外勤務の実績及び前年度との比較を周知し、各課等での時間外勤務時間の増減について要因分析や縮減の取組を行った。	×	時間外勤務の縮減は業務改善を基としており、重複しているため		総務部	職員課	
(2)①	7	(2)①7	日直業務の見直し	支所の日直業務のあり方について、検討する。	各地域での日直業務の存廃について、方向性を見出す。	～令和6年度	計画完了	令和5年度から日曜日に係る日直業務を本庁と千厩支所に集約した。 令和6年6月1日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）の日直業務を本庁と千厩支所に集約することを決定した。			総務部	職員課	完了	
(3) 事務事業、公共施設の見直し														

第4次集中改革プラン実施状況調査票

改革概要							令和7年度末進捗状況見込		次期プランへの引継の有無	引き継がない理由	完了見込年度	④担当課等		
区分	番号	整理番号	改革実施項目	内容	目標	実施時期	見込	理由				所管部	所管課	R6年度までに完了したもの
③①	3	③①③	市広報の発行回数 の見直し	情報の集約化を図るため、発行回数を月2回から月1回に見直しを行う。	令和3年5月号（令和3年4月発行）から、月1回発行する。	令和3年度	計画完了	令和3年5月号から、市広報の発行を月2回から月1回とした。				市長公室	広聴広報課	完了
③①	8	③①⑧	保育施設に係る給食調理業務のあり方の検討	学校給食調理業務の民間委託の進捗状況を踏まえ、業務のあり方について検討する。	児童数の減少による保育施設の再編計画と調理員数の推移を踏まえ、調理業務を効率的かつ安定的に遂行するために必要な体制を検討しながら、民間委託の方向性を見出す。	～令和7年度	検討終了	正職員調理員の定年年齢などを考慮しつつ、調理員数と就業場所を踏まえた配置調整を行い、民間委託の方向で進めることとしたことから、検討を完了する。				健康こども部	児童保育課 各支所市民福祉課	
③①	9	③①⑨	学校給食調理業務の民間委託	学校給食調理業務について、民間委託を推進する。	直営の真滝学校給食センターの民間委託を進める。	～令和4年度	計画完了	直営で実施していた真滝学校給食センターについて、指名型プロポーザル方式により事業者を選定し、令和4年度から民間委託に移行した。これにより、市内全ての学校給食調理業務を民間委託に移行した。				教育委員会事務局	教育総務課 学校教育課	完了
③②	3	③②③	学校規模の適正化による望ましい教育活動の展開	児童・生徒の減少状況や義務教育施設の現況を踏まえ、よりよい教育環境の確保に向け、学校規模の適正化を推進する。	室根地域小学校、花泉地域小学校の統合整備の推進及び、大東地域中学校の再編に向けた地域との話し合いを進める。	令和4年度 ～6年度	計画完了	・令和4年度 室根小学校、 ・令和5年度 花泉小学校、大東中学校開校、新沼小学校を藤沢小学校に編入統合した。				教育委員会事務局	教育総務課 支所地域振興課 （花泉・大東・室根）	完了
③②	5	③②⑤	保育施設等の配置と運営方法の見直し	児童の減少状況や保育施設などの現況を踏まえ、保育園と幼稚園の再編や運営方法の見直しを行う。	大東地域の摺沢保育園と摺沢幼稚園を統合し、認定こども園に移行する。 また、児童の減少状況を踏まえながら、保育所再編の基本方針に基づき再編を進める。	令和6年度	計画完了	・令和3年度に田河津児童館を閉園、 ・令和4年度に狐禅寺・殿美・萩荘・弥栄の各幼稚園を閉園、川崎保育園のこども園移行、 ・令和6年度に摺沢保育園・摺沢幼稚園を統合し、摺沢こども園へ移行 といった再編を進めた。				健康こども部 教育部	児童保育課 教育総務課 学校教育課 大東支所地域振興課・市民福祉課	完了
③②	8	③②⑧	指定管理者制度導入施設の評価	指定管理者制度を導入している施設について、外部の視点による客観的な評価を行い、行政サービスの質の向上を図る。	外部の視点による客観的な評価を導入し、より質の高い指定管理者制度の運営を図る。	令和4年度	計画完了	令和7年度から新たな評価シートを指定管理制度導入施設に導入することを決定した。 なお、導入に当たっては、施設利用者や外部有識者を含めたワークショップで評価のあり方を検討するとともに、一部の施設を対象に試行を実施し意見をいただきシートを作成した。				総務部	財政課	完了
③②	9	③②⑨	公共施設の維持管理費の縮減	電力供給契約の見直しと照明のLED化を進め、維持管理コストの縮減を図る。	順次、電力供給契約の見直しと照明のLED化を進める。	毎年度	検討終了	現状の社会情勢では、新たな電力需給契約の見直しは難しい状況にあり、現契約相手方の新電キャンペーンには参加を続けており、今後も同様の取扱い。また、LED化については、本庁舎及び支所庁舎は全て改修を終えており、取組みは終了することとする。				総務部	財政課	
③②	10	③②10	公共施設に係る使用料の見直し	将来にわたり施設を利用した行政サービスを安全かつ持続的に提供するため、受益者と税負担の公平性を図りながら、使用料の見直しを行う。	適切な時期を見定め、条例改正等を行う。	～令和4年度	計画完了	令和4年2月通常会議において、使用料の見直しに係る条例改正を行った。 ・施行日 令和5年4月1日 ・改正内容 使用料の改定、減免の経過措置の終了、無料施設の有料化				総務部	財政課	完了
③②	11	③②11	学校体育施設開放の有料化	学校体育施設開放の有料化に向けた取組を行う。	他の公共施設との均衡を図るため、他の施設の使用料改定の時期を捉えて、学校体育施設開放についても有料化を図る。	令和4年度	検討終了	学校体育施設開放の有料化に向けた検討を行ってきたが、現状の利用団体の7割以上がスポーツ少年団であり、スポーツ少年団は減免対象であることから、有料化に伴う減免手続きなどの事務負担の増加や経費が掛かり増しすることから、検討終了とする。				教育委員会事務局	教育総務課	
④) 財政運営の健全化														

第4次集中改革プラン実施状況調査票

改革概要							令和7年度末進捗状況見込		次期プランへの引継の有無	引き継がない理由	完了見込年度	④担当課等		
区分	番号	整理番号	改革実施項目	内容	目標	実施時期	見込	理由				所管部	所管課	R6年度までに完了したもの
④①	6	④①⑥	診療所の経営の健全化	診療所については、医療機関の無い地域における保健医療の拠点としての役割を担っており、診療状況を検証しながら経営の健全化を図る。	定期的に、各診療所の月ごとの決算及び診療状況を検証するとともに、運営に係る情報の共有を図る。	毎年度	計画どおり	定期的に決算及び診療状況を取りまとめ、歳入・歳出の状況を確認した。また、オンライン資格確認システムの導入などに関する情報を収集し、診療所間で共有した。	×	定期的に、各診療所の月ごとの決算及び診療状況を検証するとともに、運営に係る情報の共有を図ることで、経営の健全化も図られているため。		健康こども部	健康づくり課	
④①	7	④①⑦	工業団地の売却	花泉地域（上油田第二）と川崎地域（大久保）の工業団地の早期売却に努める。	令和7年度までに、売却を目指す。	毎年度	計画完了	全ての工業団地の売却が完了した。 ・川崎地域（大久保工業団地）契約日：令和3年12月17日 ・花泉地域（上油田第二工業団地）契約日：令和4年3月17日				商工労働部	工業振興課 支所産業建設課（花泉・川崎）	完了
④①	8	④①⑧	宅地分譲地の売却	東山地域（サンヒル柴宿）、川崎地域（鏡子台）、藤沢地域（サンバルナ名生城）の宅地分譲地の早期売却に努める。	令和7年度までに、売却を目指す。	毎年度	計画より遅れている	令和3年度時点で ・東山地域 全64区画中 残り3区画 ・川崎地域 全15区画中 残り4区画 ・藤沢地域 全70区画中 残り1区画 令和7年8月時点で ・東山地域は完売 ・川崎地域と藤沢地域は価格を見直したが、他の区画よりも立地条件が劣るため売却実績なし	×	宅地分譲地に限らず、市有財産全体について売却等に努めることとしているため。		建設部	都市整備課 支所産業建設課（東山・川崎・藤沢）	
④②	2	④②②	水道料金の改定	水道事業会計の将来の見通しをもとに、定期的に水道料金の水準の検証を行い、適切な料金収入の確保に努める。	水道事業経営審議会の意見、答申を踏まえ、将来の施設更新に必要な財政基盤の強化を図る。	令和4年度	計画完了	チラシの配布等により料金改定にかかる事前周知を行い、令和6年8月検分分から改定後の料金を適用することにより、財政基盤の強化を図った。 ※2段階での料金改定（令和4年10月、令和6年4月）				上下水道部	経営総務課	完了
⑤ ICT（情報通信技術）の活用														
⑤①	2	⑤①②	内部事務の合理化	RPAやAI-OCRなど、ICTを活用した内部事務の合理化により、業務の効率化を図る。	毎年度、4業務程度を新たに導入する。	毎年度	検討終了	ICT（情報通信技術）を活用した内部事務の合理化を図ることに限定せず、デジタル技術を活用し業務の効率化を図る方向にシフトすることとする。				総務部	財政課	
⑤①	3	⑤①③	文教施設予約システムの構築	市民の利便性向上のため、文教施設予約システムを構築する。	令和3年度にシステムを導入し、運用を開始する。	令和3年度	計画完了	市民センターの予約状況をインターネットから閲覧・予約できる「一関市公共施設予約システム」を導入した。 （令和4年6月から、インターネットでの予約を開始）				まちづくり推進部	いきがいきづくり課	完了
⑤①	4	⑤①④	電子マネーでの公金収納	市民の利便性向上のため、電子マネーでの公金収納を導入する。	令和3年度に導入し、運用を開始する。	令和3年度	計画完了	令和3年4月から、電子マネー納付のPayPayを開始した。また、令和3年9月からLINE Pay、10月からauPAY、d払い、Jcoinを追加で開始した。				総務部	収納課	完了
⑤①	5	⑤①⑤	各種講座のオンライン配信	市民の利便性向上のため、市民センター等で開催する講座のオンライン配信を行う。	令和3年度に導入し、運用を開始する。	令和3年度	計画完了	オンライン配信用機材（ビデオカメラ、パソコン用カメラ等）を、各市民センターに配備した。				まちづくり推進部	いきがいきづくり課	完了
⑤①	6	⑤①⑥	オンラインでの消費生活相談	市民の利便性向上のため、タブレット等によるオンライン相談を行う。	令和3年度に導入し、運用を開始する。	令和3年度	計画完了	タブレットを本庁・各支所に配備し、オンライン相談の運用を開始した。				市民環境部	生活環境課	完了

第4次集中改革プラン実施状況調査票

改革概要							令和7年度末進捗状況見込		次期プランへの引継の有無	引き継がない理由	完了見込年度	④担当課等		
区分	番号	整理番号	改革実施項目	内容	目標	実施時期	見込	理由				所管部	所管課	R6年度までに完了したもの
⑤①	7	⑤①7	オンラインでの特定保健指導	市民の利便性向上のため、スマートフォンやパソコンを用いたオンライン指導を行う。	令和3年度に導入し、運用を開始する。	令和3年度	計画完了	スマートフォンのアプリケーションを活用し、遠隔による特定保健指導を実施した。				健康こども部	健康づくり課	完了
⑤①	8	⑤①8	博物館での展示ガイド	来館者の利便性向上のため、スマートフォンとアプリケーションを用いた展示ガイドを行う。	令和3年度に導入し、運用を開始する。	令和3年度	計画完了	館内での展示ガイドにスマートフォン向けアプリケーション「ポケット学芸員」を導入し、令和4年度から運用を開始した。				教育委員会事務局	博物館	完了

1 事務事業の見直し、DXの推進

第4次集中改革プラン実施状況調査票

改革概要							令和7年度末進捗状況見込		次期プランへの引継の有無	引き継がない理由	完了見込年度	④担当課等		
区分	番号	整理番号	改革実施項目	内容	目標	実施時期	見込	理由				所管部	所管課	R6年度までに完了したもの
③①	1	③①①	施策の評価	総合計画後期基本計画などで定めた指標に基づき進捗状況の評価するとともに、総合計画審議会などに報告し意見を求める。	指標の進捗状況の評価し、総合計画審議会などで報告する。	毎年度	計画どおり	現総合計画における令和6年度末時点の指標の進捗状況や評価を総合計画審議会などで報告し、委員から意見を得た。 また、次期総合計画前期基本計画（令和8年度～12年度）を策定し、指標を新たに設定した。	○		毎年度	市長公室	政策企画課	
③①	2	③①②	事務事業の見直し	効率的な取組を推進するとともに、市民ニーズや費用対効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討する。	① 財政課は、当初予算要求にあたり、各部の一般財源の削減目標額を設定する。 ② 各部は、市民ニーズの把握や費用対効果を検証し、予算要求を行う。	毎年度	計画どおり	① 令和8年度当初予算要求では、経常的な一般行政経費に係る一般財源の削減目標額（全体で2億4,490万円）と各部の要求限度額を設定した。 ② 各部においては、事務事業の見直しにより、要求限度額を踏まえた予算要求を行い、経常的な一般行政経費に係る一般財源は、前年度比で約●億●百万円の減となった。 ※財政効果額は令和8年度分で反映	○		毎年度	総務部	財政課	
③①	4	③①④	公用車の縮減	稼働率の低い公用車の縮減を図るとともに、更新が必要な大型車両については、民間委託を進める。	台数の縮減を図るとともに、効率的な運用を進める。	毎年度	計画どおり	公用車の稼働状況を踏まえ、配置、運用を行い2台の縮減予定。	○		毎年度	総務部	財政課	
③①	5	③①⑤	市営バス路線の再編	1便あたりの平均乗車人数が2.0人未満の市営バス路線については、運行内容の見直しなどで利用促進を図る。または、デマンド交通への再編などを検討する。	市営バス及び廃止路線代替バスについて、1便あたり平均乗車人数2.0人未満の路線の運行内容を見直す。 ・平成30年度 22路線 ・令和5年度 11路線	令和5年度	計画どおり	市営バスの乗車人数の少ないバス路線については、運行事業者や地域住民と協議しながら、デマンド型乗合タクシーへの再編を含めた見直しを進めている。	○		令和12年度	まちづくり推進課	まちづくり推進課 各支所地域振興課	
③①	6	③①⑥	デマンド型乗合タクシー運行事業費補助金の見直し	地域ごとに異なる、補助金の算定方式を統一する。	全地域の補助金の算定方式を統一する。	令和7年度	計画どおり	補助金算定方式の検討資料をもとに、運行事業費補助金の見直し方針を検討している。	○		令和9年度	まちづくり推進部	まちづくり推進課 各支所地域振興課	
③①	7	③①⑦	市役所出張所の見直し	大東地域の4出張所（摺沢、興田、猿沢、洪民）の存廃について、行政サービスの代替方法の確保を含め、見直しを行う。	4出張所の存廃について、地域の意向を踏まえつつ、方向性を見出す。	～令和6年度	計画より遅れている	令和5年度から実施した出張所の開所日・開所時間の縮小運用による窓口の利用状況について、令和7年度中に地域へ現状報告し意見を聞く機会を設ける予定としているが、地域の意向を踏まえた存廃の方向性は見いだせていない。	○		令和9年度	市民環境部	市民課 大東支所地域市民福祉	
⑤①	1	⑤①①	電子申請等の拡充	マイナポータルによる電子申請など、ICTを活用した行政手続や行政情報の提供を行う。	電子申請等が可能な手続を、30種類に増やす。 ※令和2年度は19種類 ・マイナポータルによる手続 14種類 ・コンビニ交付サービスによる証明書等 5種類	毎年度	計画どおり	行政手続等のオンライン化に関する方針を示し、各所属でオンライン化に取り組む体制ができ、さらにオンライン化の実績が増える見込み。	○		毎年度	市長公室	政策企画課	

2 財政運営の健全化

第4次集中改革プラン実施状況調査票

改革概要							令和7年度末進捗状況見込		次期プランへの引継の有無	引き継がない理由	完了見込年度	④担当課等		
区分	番号	整理番号	改革実施項目	内容	目標	実施時期	見込	理由				所管部	所管課	R6年度までに完了したもの
(1)①	4	(1)①4	行政情報の公表	行政情報を市民と共有することで、市政に対する関心を持ってもらい、自ら課題解決の担い手となるよう、わかりやすい的確な情報発信を行う。	① 行政情報の公表を行う。 ② 職員給与 ③ 財政状況 ④ 補助金、負担金 ⑤ 公の施設、指定管理者制度導入施設 ⑥ 第三セクターの経営状況 ⑦ 集中改革プランの実施状況	毎年度	計画どおり	毎年度、市民と行政情報を共有するため、広報やホームページにより公表を行っている。	○		毎年度	総務部	①職員課 ②～⑥財政課	
(4)①	1	(4)①1	企業版ふるさと納税の活用	SDGsの推進など、寄附企業から共感を得られる事業を検討・選定し、寄附の募集を行う。	市の「まち・ひと・しごと創生推進事業」に対し、企業から寄附を募り、事業の財源として活用する。	毎年度	計画どおり	多くの企業から寄附をいただき、地域再生計画に掲げる多様な事業の財源となったほか、事業実施により市の抱える課題の解決に一定程度つなげた。	○		毎年度	市長公室	政策企画課	
(4)①	2	(4)①2	広告掲載事業の実施	自主財源の確保、質の高い行政サービスの提供と地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用する。	広告媒体の活用について周知を行い、自主財源の確保を図る。	毎年度	計画どおり	広告媒体の活用により、安定的な自主財源の確保に取組んでいる。	○		毎年度	総務部	財政課	
(4)①	3	(4)①3	市有財産の売却等	市有財産について、有効活用の観点から遊休資産の売却や貸付により、財産収入の確保を図る。	遊休資産の売却や貸付を進め、自主財源の確保を図る。	毎年度	計画どおり	市有財産について、遊休資産の売却や貸付を行う。 ・土地、建物売却収入 3,300万円(前年度比1,616万5,000円増) ・土地、建物貸付収入 5,469万9,000円(前年度比275万9,000円減)	○		毎年度	総務部	財政課	
(4)①	4	(4)①4	収納率の向上と滞納防止対策の実施	市税等収納対策委員会において、市税や税外収入の収納率の向上と滞納防止対策に取り組むとともに、全庁的に適正な債権管理を推進する。 また、徴収困難な事業については、法令の規定に基づく処分や回収を行い、債権管理条例などに基づき適正に対応する。	① 納付方法の拡充により、利便性の向上を図る。 ② 滞納整理や法的回収手段の実施により、滞納繰越額を圧縮する。	毎年度	計画どおり	電子マネーによる納付が可能となった税目について、納科通知書とホームページで周知した。 市税等収納対策委員会において、市税等債権の滞納についての整理方針を共有し、滞納額の圧縮を図った。 市税や税外収入債権について、債権管理条例に基づき徴収計画と徴収困難な事業などを共有し、滞納防止対策に取組んだ。	○		毎年度	総務部	収納課 各支所市民福祉課	
(4)①	5	(4)①5	補助金や負担金の見直し	目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討する。	① 財政課は、当初予算要求にあたり、各部の一般財源の削減目標額を設定する。 ② 各部署は、目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、予算要求を行う。	毎年度	計画どおり	① 令和8年度当初予算要求では、経常的な一般行政経費に係る一般財源の削減目標額と各部の要求限度額を設定した。 ② 各課において、目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、予算要求を行った。	○		毎年度	総務部	財政課	
(4)②	1	(4)②1	水道料金の収納率の向上	口座振替の促進による未納額の発生予防などにより、収納率の向上を図る。	料金徴収等業務の委託事業者と連携し、市水道事業ビジョンに掲げる、令和7年度における口座振替利用率82.2%の達成を目指す。	毎年度	計画より遅れている	新規契約者に対して利用開始時に口座振替用紙を配付しているが、支払方法が多様化していることもあり利用率が伸び悩んでいる。	○		毎年度	上下水道部	経営総務課	
(4)②	3	(4)②3	下水道使用料の経費回収率の向上	下水道の維持管理費の節減と水化率の向上とともに、使用料収入の確保を図る。	経費回収率の向上を目指し、維持管理費の節減と水化率の向上を図りながら、使用料収入の確保に取り組む。	毎年度	計画どおり	下水道への早期接続や水化化に向けたPR等を展開し、水化率は92.3%（R6年度末）となった。経費回収率については97.4%となっていることから、今後もしっかり維持管理経費の効率的な執行と節減に努めていく。	○		毎年度	上下水道部	経営総務課	

第4次集中改革プラン実施状況調査票

改革概要							令和7年度末進捗状況見込		次期プランへの引継の有無	引き継がない理由	完了見込年度	④担当課等		
区分	番号	整理番号	改革実施項目	内容	目標	実施時期	見込	理由				所管部	所管課	R6年度までに完了したもの
(4)②	4	(4)②/4	污水处理施設の有収率の向上	下水道管やマンホールの継ぎ目などから侵入する、地下水や雨水（不明水）を減少させることにより、有収率の向上を図る。	不明水を減少させることにより、有収率の向上と流域下水道維持管理負担金の減額に取り組む。	毎年度	計画どおり	中里処理分区分において、管路が破損・蛇行等している箇所の布設替え工事を実施したことにより、不明水量を減らし有収水量の向上を図った。	○		令和12年度	上下水道部	下水道課 東部上下水道課	
(4)③	1	(4)③/1	第三セクターの見直し	経営状況を常に把握するとともに、継続的な指導・監督を行い、経営の健全化を図る。 ・花泉観光開発 株式会社 ・室根総合開発 株式会社	次の取組を行う。 ① 経営状況等の把握、監査、評価 ② 経営状況等の情報公開 ③ 経営責任の明確化と徹底した効率化等 ④ 公的支援（財政支援）の考え方	毎年度	計画より遅れている	【花泉観光開発 株式会社】 ・経営の安定化を図るため、意見交換会や関係者協議等を行い、経営状況の把握と継続的な指導・助言を行った。 ・経年劣化等による施設、設備等の老朽化やぼたん、しゃくやくの補修などの課題に対応する必要がある。 【室根総合開発株式会社】 定期的な意見交換により、経営状況を常に把握するとともに、継続的な指導・監督を行い、経営の健全化を図る。	○		令和12年度	商工労働部	観光物産課 支所産業建設課 （花泉・大東・室根）	
(4)③	2	(4)③/2	公益財団法人 岩手県南技術研究センターの事業成果の検証	研究開発事業、ものづくり人材育成事業及び地域連携事業の重点3事業が適切に実施されているか検証する。	次の実施状況について検証する。 ① 技術相談件数及び試験分析機器の利用件数 ② 技術講習会及び子どものための科学体験講座の受講者数 ③ 企業情報交換会及び地域企業情報ガイダンスの参加企業数	毎年度	計画どおり	目標①～③が順調に推移しているため	○		毎年度	商工労働部	工業振興課	

3 公共施設マネジメントの推進

第4次集中改革プラン実施状況調査票

改革概要							令和7年度末進捗状況見込		次期プランへの引継の有無	引き継がない理由	完了見込年度	④担当課等		
区分	番号	整理番号	改革実施項目	内容	目標	実施時期	見込	理由				所管部	所管課	R6年度までに完了したもの
③②	1	③②①	公共施設等総合管理計画の推進	計画に基づき施設保有の見直しを行うとともに、予防保全により計画的な改修を行う施設については、保全工事予定表を作成し、安全性の確保の取組を行う。	令和8年度までに、行政財産の建物系施設の延床面積を、概ね1割縮減する。 ※ 平成27年4月1日現在の延床面積との比較。 概ね1割は約72,000㎡。	毎年度	計画より遅れている	計画策定時から7年が経過した令和5年度末時点の縮減面積は20,187.04㎡であり、目標達成ペースで推移していない。 保全工事予定表（個別施設計画）は、該当する全ての施設分を作成した。	○		毎年度	総務部	財政課	
③②	2	③②②	自治集会所として使用する公の施設の譲渡	公の施設のうち、その利用の形態が専ら当該地域の限られた少数の自治会エリアの利用となっているもの（千歳・東山・室根・藤沢地域）について、他地域との負担の公平性から、地元自治会への譲渡を推進する。	順次、譲渡を進める。	毎年度	計画どおり	令和4年度に決定した譲渡支援策を基に、自治会へ説明を行い譲渡を進める。	○		令和12年度	まちづくり推進部 農林部	まちづくり推進課 農政推進課 支所地域振興課 （千歳・東山・室根・藤沢） 支所産業建設課 （東山）	
③②	4	③②④	閉校した学校施設の活用	学校規模の適正化の推進により、閉校学校施設の増加が見込まれることから、①行政目的の活用、②地域団体による活用、③民間活力による活用の順で検討を進める。	①「行政目的の活用」のための検討、②「地域団体による活用」のための協議、③「民間による活用」のための募集などの働きかけについて、それぞれの施設のおかれた状況などに留意しながら、活用の方向性を見出す。	毎年度	計画どおり	必要に応じて企業への情報提供を行った。 利活用に係る新規又は追加はなし。変更、継続はある。	○		未定	各部署	関係課 （財政課）	
③②	6	③②⑥	保健センターのあり方の検討	各保健センターの機能と、施設のあり方について検討する。	各保健センターの機能と、施設のあり方を整理し、条例改正等を行う。	～令和4年度	計画より遅れている	関係団体や地域での利活用方法の協議・検討が遅れているため。	○		～令和9年度	健康こども部	健康づくり課 各支所市民福祉課	
③②	7	③②⑦	市民センターの管理運営	地域づくり活動の拠点施設としての機能をより高めるため、第2次地域協働推進計画に基づき、指定管理者制度の導入を推進する。	順次、指定管理者制度を導入する。	毎年度	計画どおり	全市民センター34施設のうち、32施設が指定管理者制度を導入済み。指定管理者制度の導入5年目の市民センター6施設及び付属施設について、指定管理期間の更新を行う。また、未導入の市民センター2施設について、段階的に導入を進める。	○		未定	まちづくり推進部	いきがいきづくり課 各支所地域振興課	

4 人材育成と組織の最適化

第4次集中改革プラン実施状況調査票

改革概要							令和7年度末進捗状況見込		次期プランへの引継の有無	引き継がない理由	完了見込年度	④担当課等		
区分	番号	整理番号	改革実施項目	内容	目標	実施時期	見込	理由				所管部	所管課	R6年度までに完了したもの
②①	1	②①1	人材の育成	各種研修の充実などにより、職員の能力向上に取り組む。	毎年度、研修計画の見直しを行い、職員へ周知する（「明日にはばたく」）。	毎年度	計画どおり	研修計画の見直しを行い、4月に年間の研修計画について職員に周知した。適時適切な研修を実施している。 通信教育の科目を拡充した。今年度はのべ106人が通信教育を受講した。	○		毎年度	総務部	職員課	
②①	3	②①3	業務執行体制の見直し	全庁的な組織体制の改編と事業執行の見直しにより、効率的な事務執行体制を構築する。	毎年度、見直しを行う。	毎年度	計画どおり	組織機構の変更は行わず、事務の集約、移管を一部行った。 ・政策企画課と交流推進課で行っている地域おこし協力隊に関する事務を交流推進課に集約。 ・商政・労政課で行っている一関市外国人等支援本部に関する事務を交流推進課に移管。	○		毎年度	総務部	職員課	
②①	4	②①4	定員適正化計画の推進	質の高い行政サービスを提供するとともに、財政の健全化と効率的な行政運営を図るため、定員適正化計画を推進する。	定員適正化計画に基づき、職員を配置する。	毎年度	計画どおり	定員適正化計画に基づく人員配置を行った。 ・職員数（フルタイム）2人減	○		毎年度	総務部	職員課	

第5次集中改革プランに新たに登載する項目

改革概要	
1	プランの体系分類
	① 事務事業の見直し、D Xの推進
2	改革の方針（プラン登載内容）
(1)	改革実施項目 アウトソーシングの推進
(2)	改革内容 効率的に業務を推進するため、民間が有するノウハウを活用し、行政サービスの維持・向上やコストの削減を図る。
(3)	実施時期 毎年度
(4)	所管課 財政課、各所管課

改革概要	
1	プランの体系分類
	① 事務事業の見直し、D Xの推進
2	改革の方針（プラン登載内容）
(1)	改革実施項目 会計事務の見直し
(2)	改革内容 業務効率化のために、会計事務における各種様式の取扱いを見直す。
(3)	実施時期 R 12年度
(4)	所管課 会計課、財政課

改革概要	
1	プランの体系分類
	① 事務事業の見直し、D Xの推進
2	改革の方針（プラン登載内容）
(1)	改革実施項目 支払事務における電子決裁の拡充
(2)	改革内容 支払事務における電子決裁の拡充を推進する。
(3)	実施時期 R 12年度
(4)	所管課 会計課、財政課

第5次集中改革プランに新たに登載する項目

改革概要	
1	プランの体系分類
	① 事務事業の見直し、D Xの推進
2	改革の方針（プラン登載内容）
(1)	改革実施項目 アナログ規制の点検・見直し
(2)	改革内容 行政サービスの向上、業務の効率化を図るため、書面・対面などのアナログ的な手法を規定している条例などの点検を行い、見直しを行う。
(3)	実施時期 毎年度
(4)	所管課 政策企画課、総務課、財政課、各所管課

改革概要	
1	プランの体系分類
	① 事務事業の見直し、D Xの推進
2	改革の方針（プラン登載内容）
(1)	改革実施項目 開庁時間の見直し
(2)	改革内容 行政サービスの向上、職員の負担軽減を目的として、市役所等の開庁時間の見直しの方向性を見出す。
(3)	実施時期 R 10年度
(4)	所管課 市民課、国保年金課、資産税課、市民税課、収納課、生活環境課、福祉課、長寿社会課、経営総務課、こども家庭課、児童保育課、職員課、財政課

改革概要	
1	プランの体系分類
	① 事務事業の見直し、D Xの推進
2	改革の方針（プラン登載内容）
(1)	改革実施項目 シニア向け支援窓口の検討
(2)	改革内容 シニア層に寄り添ったサービス向上の観点から、シニア層来庁者への一括対応などを行う支援窓口について検討する。
(3)	実施時期 R 8年度
(4)	所管課 市民税課、資産税課、収納課、市民課、国保年金課、生活環境課、長寿社会課、福祉課

(案)

第5次一関市

行政改革大綱・集中改革プラン

令和8年●月

一 関 市

目 次

1 行政改革大綱

(1) 策定の目的	1
(2) 目指す方向	1
(3) 基本方針	2
(4) 基本方針に基づく取組	3
(5) 取組の期間	3

2 集中改革プラン

(1) 事務事業の見直し、D Xの推進	4
(2) 財政運営の健全化	6
(3) 公共施設マネジメントの推進	8
(4) 人材育成と組織の最適化	9
(参考) 改革実施項目別の項目数	10

3 行政改革の推進体制

(1) 推進体制	11
(2) 推進体制図	12

4 行政改革による財政効果額

本プランの取組によって見込まれる財政効果額	13
-----------------------	----

参考資料

SDG sにおける 17 のゴール	14
-------------------	----

1 行政改革大綱

(1) 策定の目的

これまで当市では、限られた財源や人材の中にあっても、魅力あるまちづくりや地域の活性化を推進するため、平成18年度から5年ごとに、行政改革大綱及び集中改革プランを定め、行政改革に取り組んできました。

また、市民、各種団体、企業、行政それぞれの適切な役割分担のもと、様々な分野での協働を推進してきたところです。

【(参考) これまでの取組】

- ・平成18年度 ～ 平成22年度 行政改革大綱及び集中改革プラン
- ・平成23年度 ～ 平成27年度 第2次行政改革大綱及び集中改革プラン
- ・平成28年度 ～ 令和2年度 第3次行政改革大綱及び集中改革プラン
- ・令和3年度 ～ 令和7年度 第4次行政改革大綱・集中改革プラン

今後も、人口減少や少子高齢化の進行、多様化する市民ニーズに対応していくためには、市民が必要とする行政サービスを的確に把握しながら、効果的・効率的な行政運営を行うことが必要です。

当市では、令和8年度から新たな総合計画に基づくまちづくりがはじまります。

総合計画に掲げたまちづくりの将来像「ひとりひとりが輝く 挑戦しつづけるまち いちのせき」の実現に向け、前期基本計画に基づく取組を着実に推進するためには、更なる行財政改革を推進し、人口減少なども踏まえた健全な財政運営を行うことが必要です。

このため、第5次行政改革大綱・集中改革プランを策定し、引き続き行政改革に取り組みます。

(2) 目指す方向

人口減少が進む中、多様化する市民ニーズに対応するため、利便性の高い行政サービスを持続的に提供するとともに、健全な財政運営を行う

多様化する市民ニーズに対応するため、利便性の高い行政サービスを持続的に提供することを目的とし、柔軟な発想で行財政改革に取り組めます。

また、人口減少が進む中にあっても、市民が必要とする行政サービスを提供するために、健全な財政運営に引き続き取り組めます。

【(参考) これまでの目指す方向】

- ・第2次行政改革大綱及び集中改革プラン
「市民起点に立った質の高い市民サービスの提供」
- ・第3次行政改革大綱及び集中改革プラン
「質の高い行政サービスを持続的に提供するための市民との協働による行政運営」
- ・第4次行政改革大綱・集中改革プラン
「市民との協働や民間活力の活用により、質の高い行政サービスを持続的に提供」

(3) 基本方針

目指す方向の実現には、協働のまちづくりを前提に、行財政改革を更に進める必要があることから、次の4つを基本方針として行政改革に取り組みます。

なお、基本方針や集中改革プランに記載していないものにあっても、多様な視点で検討しながら、行政改革に取り組むこととします。

- ① 事務事業の見直し、DXの推進
- ② 財政運営の健全化
- ③ 公共施設マネジメントの推進
- ④ 人材育成と組織の最適化

① 事務事業の見直し、DXの推進

- 事務事業の効率的・効率的な取組の推進・見直しのため、民間事業者の知識や技術、資源の活用を検討します。
- デジタル技術を活用した行政サービスの充実を推進します。

② 財政運営の健全化

- 市税などの自主財源の確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより、財政の健全化を推進します。
また、補助金や負担金は、その目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討します。
- 地方公営企業については、中・長期的な視点に立った健全な運営を目指すとともに、定期的に料金などの水準の検証を行い、負担の公平化と適切な財源確保に努めます。
- 第三セクターについては、事業内容や経営状況を常に把握し、継続的な指導・監督を行います。
- 行政情報の公表により、市民との情報共有を行います。

③ 公共施設マネジメントの推進

- 公共施設については、将来にわたり施設を利用した行政サービスを安全かつ持続的に提供するため、公共施設等総合管理計画 第1期中期計画（※1）等に基づく見直しを行います。

④ 人材育成と組織の最適化

- 多様化する市民ニーズに的確に対応できるよう、次代を担う職員の育成、生産性の高い効率的な業務の推進体制の構築に努めます。

※1 公共施設等総合管理計画 第1期中期計画：行政財産の建物系施設の延床面積を概ね1割縮減することを目標に掲げ、3つの取組「施設保有の見直し」、「計画的な施設保全」、「新しく造ることから賢く使うことへ」に基づき、施設保有の最適化に取り組む計画。計画期間は、平成30年度から令和8年度までの9年間

(4) 基本方針に基づく取組

- ① 具体的な取組については、「2 集中改革プラン」で改革実施項目を定めます。
- ② PDCAサイクル【計画(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)】の手法により、継続的に取組の改善を図ります。
- ③ 改革実施項目は、市民目線でわかりやすい項目であるとともに、目標や実施時期を明確にするよう努めます。
- ④ SDGsを推進するため、基本方針ごとに17のゴール（23ページ参照）の中から該当する取組を表示します。

(5) 取組の期間

- ① 総合計画前期基本計画と連動した取組のため、令和8年度から12年度までの5年間とします。
- ② 急速な社会情勢の変化に対応する必要がある場合は、集中改革プランの改革実施項目を見直すこととします。

2 集中改革プラン

(1) 事務事業の見直し、DXの推進

- 事務事業の効果的・効率的な取組の推進・見直しのため、民間事業者の知識や技術、資源の活用を検討します。
- デジタル技術を活用した行政サービスの充実を推進します。

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
1	施策の評価 (継続)	総合計画後期基本計画などで定めた指標に基づき進捗状況を評価するとともに、総合計画審議会などに報告し意見を求める。 【目標】	毎年度	政策企画課 各課
2	事務事業の見直し (継続)	効率的な取組を推進するとともに、市民ニーズや費用対効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討する。 【目標】	毎年度	財政課 各部
3	公用車の縮減 (継続)	稼働率の低い公用車の縮減を図るとともに、更新が必要な大型車両については、民間委託を進める。 【目標】	毎年度	財政課 各所管課
4	デマンド型乗合タクシー運行事業費補助金の見直し (継続)	地域ごとに異なる補助金の算定方式を統一する。 【目標】	令和9年度	まちづくり推進課 各支所地域振興課
5	市営バス路線の再編 (継続)	1便あたりの乗車人数が0.5人未満の便について、運行内容を見直し規模を縮小していく。また、デマンド型乗合タクシーの導入についても検討していく。 【目標】	令和12年度	まちづくり推進課 大東支所地域振興課
6	市役所出張所の見直し (継続)	大東地域の4出張所(摺沢、興田、猿沢、渋民)の存廃について、行政サービスの代替方法の確保を含め、見直しを行う。 【目標】	～令和9年度	市民課 大東支所市民福祉課

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
7	電子申請等の拡充 (継続)	マイナポータルによる電子申請など、ICTを活用した行政手続や行政情報の提供を行う。 【目標】	毎年度	政策企画課 各所管課
8	アウトソーシングの推進 (新規)	効率的に業務を推進するため、民間が有するノウハウを活用し、行政サービスの維持・向上やコストの削減を図る。 【目標】	毎年度	財政課 各所管課
9	会計事務の見直し (新規)	業務効率化のために、会計事務における各種様式の取扱いを見直す。 【目標】	令和12年度	会計課 財政課
10	支払事務の電子決裁の拡充 (新規)	支払事務における電子決裁の拡充を推進する。 【目標】	令和12年度	会計課 財政課
11	アナログ規制の点検・見直し (新規)	デジタル技術等の活用を推進するため、書面・対面などのアナログ的な手法を規定している条例等の改正を検討する。 【目標】	毎年度	政策企画課 総務課 財政課 各所管課
12	開庁時間の見直し (新規)	行政サービスの向上、職員の働き方改革の観点から、市役所等の開庁時間の見直しの方向性を見出す。 【目標】	令和10年度	市民課、国保年金課、資産税課、市民税課、収納課、生活環境課、福祉課、長寿社会課、経営総務課、こども家庭課、児童保育課、職員課、財政課
13	シニア向け支援窓口の検討 (新規)	シニア層に寄り添ったサービス向上の観点から、シニア層来庁者への一括対応などを行う支援窓口について検討する。 【目標】	令和8年度	市民税課、資産税課、収納課、市民課、国保年金課、生活環境課、長寿社会課、福祉課

(2) 財政運営の健全化

- 市税などの自主財源の確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより、財政の健全化を推進します。
- また、補助金や負担金は、その目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討します。
- 地方公営企業については、中・長期的な視点に立った健全な運営を目指すとともに、定期的に料金などの水準の検証を行い、負担の公平化と適切な財源確保に努めます。
- 第三セクターについては、事業内容や経営状況を常に把握し、継続的な指導・監督を行います。
- 行政情報の公表により、市民との情報共有を行います。

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
1	行政情報の公表 (継続)	行政情報を市民と共有することで、市政に対する関心を持ってもらい、自ら課題解決の担い手となるよう、わかりやすくて確かな情報発信を行う。 【目標】	毎年度	①職員課 ②～⑥財政課
2	企業版ふるさと納税の活用 (継続)	SDG s の推進など、寄附企業から共感を得られる事業を検討・選定し、寄附の募集を行う。 【目標】	毎年度	政策企画課 各所管課
3	広告掲載事業の実施 (継続)	自主財源の確保、質の高い行政サービスの提供と地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用する。 【目標】	毎年度	財政課 各所管課
4	市有財産の売却等 (継続)	市有財産について、有効活用の観点から遊休資産の売却や貸付により、財産収入の確保を図る。 【目標】	毎年度	財政課 各所管課
5	収納率の向上と滞納防止対策の実施 (継続)	市税等収納対策委員会において、市税や税外収入の収納率の向上と滞納防止対策に取り組むとともに、全庁的に適正な債権管理を推進する。 また、徴収困難な事案については、法令の規定に基づく処分や回収を行い、債権管理条例などに基づき適正に対応する。 【目標】	毎年度	収納課 各支所市民福祉課

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
6	補助金や負担金の見直し (継続)	目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、効果が低いものについては、廃止を含めた見直しを検討する。 【目標】	毎年度	財政課 各部
7	水道料金の収納率の向上 (継続)	水道料金徴収等業務受託者と連携し、市税等収納対策委員会における収納向上対策（文書催告、給水停止等）に基づき、計画的かつ着実に取組むことで収納率の向上に努める。【目標】	毎年度	経営総務課
8	下水道使用料の経費回収率の向上 (継続)	下水道の維持管理費の節減と水洗化率の向上とともに、使用料収入の確保を図る。 【目標】	毎年度	経営総務課
9	污水处理施設の有収率の向上 (継続)	下水道管やマンホールの継ぎ目などから侵入する、地下水や雨水（不明水）を減少させることにより、有収率の向上を図る。 【目標】	～令和12年度	下水道課 東部上下水道課
10	第三セクターの見直し (継続)	経営状況を常に把握するとともに、継続的な指導・監督を行い、経営の健全化を図る。 ・花泉観光開発 株式会社 ・室根総合開発 株式会社 【目標】	～令和12年度	観光物産課 支所産業建設課(花泉・大東・室根)
11	公益財団法人 岩手県南技術研究センターの事業成果の検証 (継続)	研究開発事業、ものづくり人材育成事業及び地域連携事業の重点3事業が適切に実施されているか検証する。 【目標】	毎年度	工業労政課

(3) 公共施設マネジメントの推進

- 公共施設については、将来にわたり施設を利用した行政サービスを安全かつ持続的に提供するため、公共施設等総合管理計画 第1期中期計画（※1）等に基づく見直しを行います。

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
1	公共施設等総合管理計画の推進 (継続)	計画に基づき施設保有の見直しを行うとともに、予防保全により計画的な改修を行う施設については、保全工事予定表を作成し、安全性の確保の取組を行う。 【目標】	毎年度	財政課 各所管課
2	自治集会所として使用する公の施設の譲渡 (継続)	公の施設のうち、その利用の形態が専ら当該地域の限られた少数の自治会エリアの利用となっているもの（千厩・東山・室根・藤沢地域）について、他地域との負担の公平性から、地元自治会への譲渡を推進する。 【目標】	～令和12年度	まちづくり推進課 農政課 支所地域振興課（千厩・東山・室根・藤沢）、産業建設課（東山）
3	閉校した学校施設の活用 (継続)	学校規模の適正化の推進により、閉校学校施設の増加が見込まれることから、①行政目的の活用、②地域団体による活用、③民間活力による活用の順で検討を進める。 【目標】	毎年度	関係課 (財政課)
4	保健センターのあり方の検討 (継続)	各保健センターの機能と、施設のあり方について検討する。 【目標】	～令和9年度	健康づくり課 各支所市民福祉課
5	市民センターの管理運営 (継続)	地域づくり活動の拠点施設としての機能をより高めるため、第3次協働推進計画に基づき、指定管理者制度の導入を推進する。 【目標】	毎年度	いきがいづくり課 各支所地域振興課

(4) 人材育成と組織の最適化

- 多様化する市民ニーズに的確に対応できるよう、次代を担う職員の育成、生産性の高い効率的な業務の推進体制の構築に努めます。

改革実施項目		内容	実施時期	所管課
1	人材の育成 (継続)	各種研修の充実などにより、職員の能力向上に取り組む。 【目標】	毎年度	職員課 各課
2	業務執行体制の見直し (継続)	全庁的な組織体制の改編と事業執行の見直しにより、効率的な事務執行体制を構築する。 【目標】	毎年度	職員課
3	定員適正化計画の推進 (継続)	質の高い行政サービスを提供するとともに、財政の健全化と効率的な行政運営を図るため、定員適正化計画を推進する。 【目標】	毎年度	職員課

(参考) 改革実施項目別の項目数

改革実施項目（継続、新規の内訳）		項目数
(1) 事務事業の見直し、DXの推進		13
	（継続 7、新規 6）	
(2) 財政運営の健全化		11
	（継続 11）	
(3) 公共施設マネジメントの推進		5
	（継続 5）	
(4) 人材育成と組織の最適化		3
	（継続 3）	
合計（継続 26、新規 6）		32

3 行政改革の推進体制

(1) 推進体制

次の体制により、行政改革を着実に推進します。

① 一関市行財政改革推進審議会

知識経験者など、民間委員15人で構成する審議会です。

市長の諮問に応じ、行財政改革の推進に関する重要事項について、調査及び審議を行います。

また、市が集中改革プランの実施状況などを審議会に報告し、意見を求めます。

② 市民の意見の反映

市民の意見を行政改革に反映するため、必要に応じてパブリックコメントを行います。

③ 市民との情報共有

市民の理解と協力を得ながら行政改革を推進するため、行政改革の取組や集中改革プランの実施状況などを、市広報やホームページで公表します。

④ 一関市行財政改革推進本部

副市長を本部長とし、教育長、各部長、支所長などで構成する組織です。

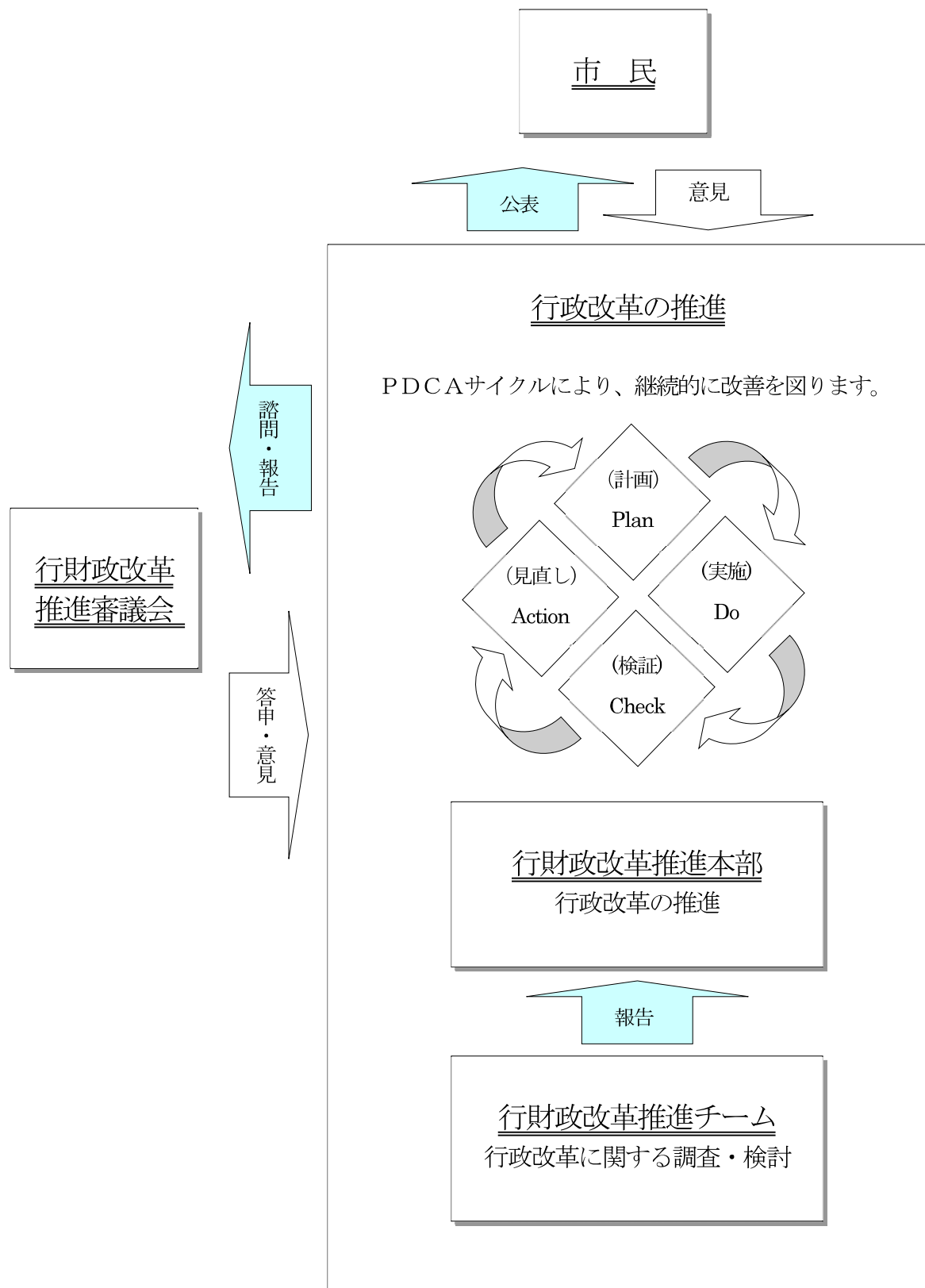
行政改革大綱の策定や実施、行政改革に係る重要事項に関することについて所掌し、全庁体制で行政改革を推進します。

⑤ 一関市行財政改革推進チーム

総務部長を座長とし、課長級職員で構成する組織です。

行政改革に関する調査・検討を行います。

(2) 推進体制図



4 行政改革による財政効果額

本プランの取組によって見込まれる財政効果額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

改革実施項目	年度別の効果額					5か年 計
	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	
(1) 事務事業の見直し、D Xの推進						
(2) 財政運営の健全化						
(3) 公共施設マネジメントの推進						
(4) 人材育成と組織の最適化						
(5) 人件費の重複分 (控除)						
合 計 [(1)+(2)+(3)+(4)-(5)]						

※ 効果額は、表示単位未満の数を四捨五入しているため、内訳と各計が一致しない場合があります。

※ (5)は、(1)～(4)の効果額のうち、人件費の重複分を減じるものです。

参考資料



SDGsにおける 17 のゴール



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。



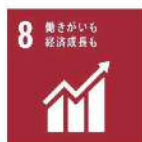
6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



12 つくる責任 つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する。



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



15 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



17 パートナリーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

令和7年度指定管理者制度運営委員会方針

令和7年度をもって指定管理者制度の指定期間が終了する施設について、指定管理者制度運営委員会において指定管理の新規導入及び更新について審査し、各施設の今後の方針を決定しました。

No.	公の施設の名称	新規・更新	指定管理 候補者 ※1	指定期間		指定管理の状況		所管部
				期間	年数	導入 年月日	現在の 指定期間	
1	花泉第二体育館	更新	一般社団法人一関市スポーツ協会	R8.4.1～R11.3.31	※2 3年	H19.4.1	R5.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
2	花泉テニスコート	更新						
3	花泉弓道場	更新						
4	藤沢スポーツランド	更新	藤沢町モータースポーツ協会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
5	花と泉の公園	更新	花泉観光開発株式会社	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R5.4.1～R8.3.31	商工労働部
6	アストロ・ロマン大東	更新	室根総合開発株式会社	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R5.4.1～R8.3.31	商工労働部
7	大東ふるさと分校	更新						
8	室根高原ふれあい牧場	更新						
9	望洋平キャンプ場（バンガロー）	更新						
10	一関市真湯温泉センター	更新	株式会社みらい	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R6.4.1～R8.3.31	商工労働部
11	一関農村女性の家	更新	一関生活研究グループ連絡協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H31.4.1	R7.4.1～R8.3.31	農林部
12	千厩農村環境改善センター	更新	職業訓練法人東磐職業訓練協会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R5.4.1～R8.3.31	農林部
13	川崎農村研修センター	更新	農事組合法人門崎ファーム	R8.4.1～R11.3.31	3年	H26.4.1	R7.4.1～R8.3.31	農林部
14	千厩農村勤労福祉センター	更新	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R5.4.1～R8.3.31	商工労働部
15	室根第4区集落センター	更新	浜横沢地区自治会振興会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
16	室根ひこばえの森交流センター	更新	矢越地区自治会振興会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
17	室根第15地区会館	更新						
18	室根交流促進センター	更新	津谷川地区自治会振興会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
19	西口コミュニティセンター	更新	西口自治会協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
20	本郷白藤交流館	更新	本郷地区自治会協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
21	曲田地区ふれあいセンター	更新	曲田地域自治会協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
22	陶芸センター	更新	深萱自治会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
23	徳田交流館	更新	徳田地区住民自治協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R5.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
24	新沼コミュニティセンター	更新	新沼地区自治会協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
25	保呂羽コミュニティセンター	更新	保呂羽地区自治会協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R5.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
26	保呂羽コミュニティ体育館	更新						
27	大籠コミュニティセンター	更新	第42区自治会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R5.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
28	郷土文化保存伝習館	更新	藤沢町文化振興協会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H18.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
29	一関市巖美市民センター山谷分館	更新	巖し美しの里協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	R4.4.1	R7.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
30	一関市巖美市民センター達古袋分館	更新						
31	一関市萩荘市民センター市野々分館	更新	萩荘地区まちづくり協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H29.4.1	R7.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
32	一関市日形市民センター日形体育館	更新	日花里の郷日形	R8.4.1～R11.3.31	3年	H31.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
33	高倉コミュニティセンター	更新	永井地域コミュニティ活性化協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	R3.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
34	亥年コミュニティセンター	更新	涌津まちづくり協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H31.4.1	R5.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
35	刈生沢コミュニティセンター	更新	金沢ふるさと協議会	R8.4.1～R11.3.31	3年	R2.4.1	R5.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
36	一関市摺沢市民センター摺沢体育館	更新	摺沢振興会	R8.4.1～R11.3.31	3年	R6.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
37	一関市興田市民センター興田体育館	更新	興田地区振興会	R8.4.1～R11.3.31	3年	R3.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
38	一関市猿沢市民センター猿沢体育館	更新	猿沢地区振興会	R8.4.1～R11.3.31	3年	H31.4.1	R6.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部
39	一関生活改善センター	更新	生活改善センター運営委員会	R8.4.1～R9.3.31	1年 ※3	H18.4.1	R5.4.1～R8.3.31	農林部
40	東山山谷自治会館	更新	山谷自治会	R8.4.1～R12.3.31	4年 ※4	H18.4.1	R3.4.1～R8.3.31	農林部
41	千厩こがね館	更新	南小梨自治会	R8.4.1～R10.3.31	2年	H18.4.1	R3.4.1～R8.3.31	まちづくり推進部

令和7年度指定管理者制度運営委員会方針

令和7年度をもって指定管理者制度の指定期間が終了する施設について、指定管理者制度運営委員会において指定管理の新規導入及び更新について審査し、各施設の今後の方針を決定しました。

No.	公の施設の名称	新規・更新	指定管理 候補者 ※1	指定期間		指定管理の状況		所管部
				期間	年数	導入 年月日	現在の 指定期間	
42	大籠キリシタン殉教公園	更新	藤沢町文化振興協会	R8. 4. 1～R13. 3. 31	5年 ※5	H18. 4. 1	R3. 4. 1～R8. 3. 31	教育委員会
43	大籠キリシタン資料館	更新						
44	大籠殉教記念クルス館	更新						
45	藤沢情報通信センター	更新	株式会社一関ケーブルネットワーク	R8. 4. 1～R13. 3. 31	5年	H23. 6. 1	R3. 4. 1～R8. 3. 31	市長公室
46	室根農林水産物産地直売・交流促進施設	更新	室根産地直売協同組合	R8. 4. 1～R13. 3. 31	5年	H30. 4. 1	R3. 4. 1～R8. 3. 31	農林部
47	花泉児童クラブ	更新	花泉児童クラブ運営委員会	R8. 4. 1～R13. 3. 31	5年	R5. 4. 1	R5. 4. 1～R8. 3. 31	健康こども部
48	室根児童クラブ	更新	室根児童クラブ運営委員会	R8. 4. 1～R13. 3. 31	5年	R5. 4. 1	R5. 4. 1～R8. 3. 31	健康こども部
49	一関文化センター	更新	NPO法人一関文化会議所	R8. 4. 1～R13. 3. 31	5年	H20. 4. 1	R3. 4. 1～R8. 3. 31	まちづくり推進部
50	一関市永井市民センター	更新	永井地域コミュニティ活性化協議会	R8. 4. 1～R13. 3. 31	5年	R3. 4. 1	R3. 4. 1～R8. 3. 31	まちづくり推進部
51	一関市大東開発センター (一関市興田市民センター)	更新	興田地区振興会	R8. 4. 1～R13. 3. 31	5年	R3. 4. 1	R3. 4. 1～R8. 3. 31	まちづくり推進部
52	一関市興田市民センター丑石体育館	更新						
53	一関市興田市民センター天狗田体育館	更新						
54	一関市興田市民センター中川体育館	更新						
55	一関市興田市民センター京津畑体育館	更新						
56	大東バレーボール記念館	更新						
57	一関市磐清水文化センター (一関市磐清水市民センター)	更新	磐清水自治協議会	R8. 4. 1～R13. 3. 31	5年	R3. 4. 1	R3. 4. 1～R8. 3. 31	まちづくり推進部
58	一関市田河津市民センター	更新	田河津振興会	R8. 4. 1～R13. 3. 31	5年	R3. 4. 1	R3. 4. 1～R8. 3. 31	まちづくり推進部
59	一関市川崎市民センター	更新	川崎まちづくり協議会	R8. 4. 1～R13. 3. 31	5年	R3. 4. 1	R3. 4. 1～R8. 3. 31	まちづくり推進部
60	一関市藤沢市民センター	更新	藤沢町住民自治協議会	R8. 4. 1～R13. 3. 31	5年	H28. 4. 1	R3. 4. 1～R8. 3. 31	まちづくり推進部
61	一関市藤沢市民センター黄海分館	更新						

※1 今回更新を予定している施設の次期指定管理候補者は、全施設とも現在の指定管理者と同団体である。

※2 一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針において保有縮減（廃止・譲渡）に分類し、引き続き保有見直しに取り組む必要がある施設については、指定期間を令和10年度までの3年間としている。

※3 一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取組による施設保有の見直し方針において保有縮減（譲渡）に分類し、令和8年度内に施設を用途廃止する見込の施設のため、指定期間を令和8年度までの1年間とする。

※4 自治集会所として使用する公の施設に係る管理主体の適正化についての方針に基づき、指定期間を財産処分制限期間が終了する年度までとする。

※5 ※2～4以外の施設で更新の施設。指定管理者制度導入方針において、指定期間を5年以内としている。